

デジタルマーケティング事業委託発注候補者選定公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 委託業務名

デジタルマーケティング事業業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、仙北市を旅行先として認知させるためのイメージを訴求する動画、具体的な旅行先を検討するための記事等を活用したプロモーションを行い、結果を数値化し、数値に基づき、最も効率的な手法を選択することで、訪日外国人個人旅行者の誘客、滞在期間の拡大と観光消費額の増加に繋げることを目的とする。

(3) 業務の契約期間

契約締結日から平成31年3月20日（水）まで

(4) 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり。

※業務説明資料は業務を想定した資料であるため、受託業務の効果的な遂行に資すると考えられるものについては、想定資料に追加して提案することを妨げない。

(5) 委託料上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。上限額を超えた見積金額の提案は無効とする。

対象経費

区分	内容
1. 人件費	業務に直接従事する従業員等の直接作業時間に対する人件費
2. 報償費	業務の遂行に必要な出演者等に係る謝礼
3. 旅費	業務従事者が事業を行うために必要な交通費等
4. 使用料	業務の遂行に必要な機材・設備類・音源使用等に係る使用料
5. 委託費	業務実施に関して、必須となる連携及び協力企業に対する委託料
6. 広告料	動画広告等に係る経費
7. 消耗品費	業務の遂行に必要な物品の購入に係る経費
8. 印刷製本費	実績報告書及び資料印刷、DVD 盤面印刷に係る経費

9. 通信運搬費	業務に直接関係する郵送物等の送料等
10. 一般管理費	1～9の計の10%以内 ※小数点以下を切り捨て (光熱水費等の他の用途と明確に区分できない経費)
11. 消費税及び地方消費税相当額	1～10の計の8% ※小数点以下を切り捨て

対象外経費の例

- ・備品購入（不動産、PC、自動車等車両など）及び修理費、車検費用等に係る経費
- ・飲食、接待等に係る経費
- ・その他、受託業務との関連が認められない経費

2 参加資格

- (1) 単独法人又は複数の連携及び協力法人を含めたコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人又はコンソーシアムは、次の要件を満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立がされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ウ 仙北市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
 - エ 平成30年度において仙北市の物品調達及び役務提供等の入札資格を有し、審査が行われる日まで指名停止措置を受けていない者であること。（未登録の場合は、参加意思確認書の提出期限までに登録を行ってください。仙北市ホームページ>行政情報>入札・契約 各種様式等で案内しています。）
 - オ コンソーシアムの構成員が単独法人、又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

3 本プロポーザルの日程（予定）

6月13日（水）	実施要領発表・公募開始
6月20日（水）	質問提出期限（正午まで）
6月22日（金）	質問に対する回答をHPに公表（午後5時まで）
6月29日（金）	参加意向申出書提出期限（午後5時まで）
7月2日（月）	参加資格確認結果通知書送付
7月11日（水）	企画提案書受付期限（午後5時まで）
7月19日（木）	プレゼンテーション（審査）
7月20日（金）	審査結果の通知
7月下旬	契約内容の調整、仕様書の決定、見積書提出
8月上旬	業務委託内容契約締結、業務開始

4 参加意向申出書（様式1）の提出

本件において提案書の提出を希望する場合は、次により参加意向申出書（様式1）の提出をお願いします。

- (1) 提出期間 平成30年6月13日(水)から平成30年6月29日(金)午後5時迄（必着）
- (2) 提出先 仙北市観光商工部 国際交流推進室 担当 柏谷、佐藤
〒014-0318 秋田県仙北市角館町中町36番地
電話 0187-43-3301 FAX 0187-54-4102
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）
- (4) 平成30年7月2日（月）に参加意向申出書を受理し、参加資格確認結果通知書（様式8）及びプロポーザル関係書類提出要請書（様式9）を郵送します。

5 質問及び回答

本件において質問がある場合は、次により質問書（様式6）をお送り下さい。なお、質問事項のない参加予定者においては、質問書の送付は不要です。質問に対する回答は次の通りです

- (1) 提出期限
平成30年6月20日（水）正午必着
- (2) 提出方法
ア 電子メールにより、提出すること。アドレスは次の通りとする
kokusai@city.semboku.akita.jp
イ 電子メールの件名は「デジタルマーケティング質問」と入力し、指定の質問書（様式3）を添付した上で送信すること。また、電話にて受信確認すること。

ウ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

(3) 回答方法

平成30年6月22日(金)午後5時までに、質疑応答集を作成し、仙北市公式ウェブサイトのピックアップに掲載します。但し、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ電子メールにて回答します。

5 企画提案書類の提出

プロポーザルに参加する者は、次の書類を提出するものとする。

書類名	内容	必要部数
① 会社概要(様式2)	必要事項を記入。 ※パンフレット等での代用可。 ※コンソーシアムの場合は、構成事業者ごとに作成すること。	7部
② 業務実績調書(様式3)	必要事項を記入。 ※コンソーシアムの場合は、構成事業者ごとに作成すること。	7部
③ コンソーシアム届出書兼委任状(様式4)	必要事項を記入。 ※コンソーシアムの場合は、作成すること。	正本1部 副本6部
④ 業務執行体制(様式5)	必要事項を記入。 ※コンソーシアムの場合は、作成すること。	7部
⑥ 企画提案書(任意様式)	※A4版を基本として、ページを付して下さい。 ※割付印刷を可とするが、文字の大きさなど資料が見易いように配慮すること。	7部
⑦ 見積金額等(任意様式)	設計書に基づき記載。	正本1部 副本6部

※ 企画提案書類の印刷については、白黒印刷、カラー印刷の別は問わない。

(1) 提出部数

上記①から⑦を1セットに丁合したものを7部(正本1部、副本6部)なお、正本のみ代表者印を押印し、副本の1部は、左上をクリップ留めし、持参又は郵送にて提出すること。なお、FAXや電子メールでの提出は受け付けない。

(2) 提出先

「10 問合せ先」に同じ

(3) 提出期限

平成30年7月11日(水)午後5時(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は期限まで到着するように発送してください。

6 選定委員会の開催

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次の示す委員会で行う。

名 称	デジタルマーケティング事業委託発注候補者選定委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、評価、受託候補者の特定に関すること
委 員	(一社)田沢湖・角館観光協会理事、(一社)田沢湖・角館観光協会総代、 仙北市副市長、仙北市観光商工部長、仙北市国際交流推進室主査

(1) プレゼンテーション開催日時

平成30年7月19日(木)午後1時30分から(予定)

事業者毎の開始時刻等の詳細は、7月13日(金)午後5時までに電子メールで通知する。

(2) 開催場所

角館交流センター(仙北市角館町中菅沢77-30)

(3) 実施時間

1事業者につき30分程度を予定。事業者から20分程度で企画提案内容を説明した後、10分程度の質疑応答を行う。

(4) プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明する。

パソコン等の機器は使用できません。

(5) 説明者について

事業者側の参加人数は、4名以内とすること。

7 選定委員及び評価の方法

(1) 選定委員は企画提案書類及びプレゼンテーションをもとに、次の観点から評価を行う。

評価項目	評価の観点	配点 (満点)
事業実施能力	①業務遂行能力 ・適切な人員配置及び役割分担かつスケジュール等が的確か。 ・動画制作及び動画配信並びに配信結果の分析等について十分	100

	な知識を有しているか。	
	②本業務と同等規模の業務経験	50
企画提案内容	③目的適合性 ・事業目的に合致した提案内容となっているか。	50
	③提案内容の企画力及び実現性 ・仙北市の印象を深めるための演出や工夫が盛り込まれているか。 ・ターゲットの特徴を理解した上での提案となっているか。 ・動画広告手法はターゲットに的確に訴求するような工夫がされているか。 ・分析結果を次年度以降の施策に反映させられるような視点が盛り込まれているか。 ・分析データを取りまとめ、わかりやすい形で提示できるか。	250
	④見積額の妥当性 ・企画提案内容と見積額を比較して、適切な見積額となっているか。 ・経費の積算内容に不備、不適當なものはないか。	50
合 計		500点

- (2) 評価点を集計し協議のうえ第1位順位者を委託候補者とし、契約の見積聴取の相手方とします。受託候補者及び次点者を決定する。
- (3) 審査の結果は郵送にて通知する。

8 契約締結

受託候補者に特定した者と履行条件等の具体的な契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。交渉には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更協議を含むものとする。交渉が不調の場合は、次点者との交渉を行うことができるものとする。

9 その他

- (1) 企画提案書類の作成・提出及びプレゼンテーションに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 失格の条件
以下の条件に該当する場合は、失格となる場合がある。
- ア 出書類等の提出方法及び提出期限について、本市が示した要件を満たしていない場合。
- イ プロポーザル提案書類に記載すべき事項が明記されていない場合。
- ウ プロポーザル提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

- エ 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合。
- オ 本プロポーザルに関して選定委員会委員との接触があった場合。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 : 日本語
 - イ 通貨 : 日本国通貨
- (4) 契約書作成の要否
 - 要とする
- (5) プロポーザルの取扱い
 - ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
 - イ 提出されたプロポーザルは、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「仙北市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
 - ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
 - エ プロポーザルの提出後、本市の判断で補足資料の提出を求めることがあります。
 - オ 提出された書類は返却しません。
- (6) その他
 - ア プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
 - イ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
 - ウ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
 - エ 特定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
 - オ 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

10 問合せ先

〒014-0318 秋田県仙北市角館町中町36

仙北市観光商工部 国際交流推進室（担当：柏谷・佐藤）

電話 0187-43-3301 ファクシミリ 0187-54-4102

メール kokusai@city.semboku.akita.jp